

生活の手引き

○服装・身だしなみについて

服装・身だしなみはすべて本校の規定に従い、質素、端正、清潔を旨とする。

1. 制服

冬服	指定の濃紺色上着、灰色ズボンまたはチェック柄灰色スカート、および青色のボタンダウンシャツにネクタイまたはリボンを着用する。左襟に校章バッジをつける。
夏服	指定の白無地半袖シャツ、オーバーブラウスまたは青色ポロシャツ、および灰色ズボンまたはチェック柄灰色スカートを着用する。

(1) 更衣の時期

冬服 10月1日～5月31日

夏服 6月1日～9月30日

※更衣時期の前後2週間は、冬服・夏服いずれを着用してもよい。

※更衣時期の前後2週間は、指定のシャツ・ブラウス・青色ポロシャツのみの着用、または指定ベストを利用した合服もよい。

(2) 防寒着・防寒具の着用

ア 防寒のための衣類（カーディガン類）を上着の下に着用する場合は、次のとおりとする。

（ア）原則として11月指定日より3月31日まで着用を認める。

（イ）制服の形態を損なう着こなしにならないようにする。

（ウ）華美なものは避ける。

イ 防寒コート類・マフラーなどを着用する場合は、次のとおりとする。

（ア）原則として11月指定日より3月31日まで着用を認める。

（イ）登下校時のみの着用とする。

（ウ）華美なものは避ける。

(3) ネクタイ、リボン、スカート等、制服の改造は認めない。

(4) 襟だし、シャツ出し等不適切な着用をしない。

2 履物類

(1) 靴は華美ではない運動靴または短革靴とする。雨天のときは雨靴でもよい。

(2) 校舎内では、指定のスリッパを用いる。体育館では、指定のシューズを使用

する。

3 頭髪

- (1) 変色、脱色、またパーマ、エクステ等の特殊な加工を施さない。
- (2) 面接時に適さない特殊な髪形をしない。

4 その他

- (1) ピアス等のアクセサリは身に着けない。
- (2) 化粧（マニキュア、つけまつげ、カラーコンタクトレンズ等含む）をしない。
- (3) やむを得ない理由があって異装する場合には必ず異装許可を受ける。

5 校則改定又は廃止の手続き

- (1) 生徒会役員は、生徒議会を通じて生徒の意見を集約し、校則の改定又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者等支援者からの意見を聴取するとともに、運営委員会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、運営委員会や評議委員会等での議論や意見を踏まえ、校則の改定又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者等支援者に説明するものとする。

○交通安全について

- 1. 自他の生命を尊重する精神をもって、積極的に交通安全を図ること。
- 2. 通学においては、安全の確保・マナーの向上によく留意すること。
- 3. バイク、自動車等の免許を取らない。バイクに乗らない、バイクを買わない、バイクに乗せてもらわないの「四ない運動」の趣旨をよく理解し、これを遵守する。
- 4. 自転車は乗る前に安全点検を励行する。また、運転時は道路の左端を適正なスピードで一列通行をし、並列通行をしないこと。二人乗り、片手運転、無灯火運転、傘さし運転、斜め横断を禁止する。
- 5. 特に次の点に注意し、事故防止に努める。
 - (1) 交通信号、交通標識をよく守る。信号無視や一時停止違反は絶対にしない。
 - (2) 自転車運転中のスマートフォンやイヤホン等の使用は危険なので絶対にしない。

- (3) 狭い道路から飛び出さない。
- (4) 踏切、横断歩道の通行、車両の直進・直後の横断において、左右の安全確認を確実に行う。
- (5) 自転車を運転するときは原則ヘルメットを着用する。

○台風時における生徒の登下校について

1. 生徒の登校する以前に、本校の所在地である尾張東部（名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市）のいずれかに暴風警報が発表された場合。

- (1) 始業時刻2時間前（午前6時35分）までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
- (2) 始業時刻2時間前（午前6時35分）から午前11時までに警報が解除された場合は解除2時間を経ってから、当日の授業を始める。
- (3) 午前11時を過ぎた後警報が解除されるか、または引続き解除されない場合は、当日の授業を中止する。

※上記に限らず、居住地の市町村に暴風警報が発表された場合や交通機関の途絶、道路、橋の崩壊等で危険な場合は登校しなくてよい。ただし、その旨を必ず担任に連絡すること。

2. 生徒の登校後に、尾張東部のいずれかに暴風警報が発表された場合。

- (1) 台風の中心位置、進行速度方向、発表時における気象状況等より判断して、全生徒を安全に帰宅させ得ると認めた場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させる。
- (2) 学校より遠隔に居住する生徒の帰宅は困難と認めるか、既に戸外の通行は危険と認める場合には、当該生徒を戸外通行の危険がなくなるまで、学校に残す。学校に残した生徒は校内の最も安全な場所に集める。

○暴風特別警報・大雨特別警報について

1. 登校以前に尾張東部のいずれかに暴風特別警報または大雨特別警報が発表された場合は、解除されても授業を行わずその日は休校とする。

※上記に限らず、居住地の市町村に暴風特別警報または大雨特別警報が発表された場合は登校しなくてよい。ただしその旨を必ず担任に連絡すること。

2. 登校後に尾張東部のいずれかに暴風特別警報または大雨特別警報が発表された場合は、解除されてもその日の授業を中止する。また、状況に応じて校内に留め置いて保護者への引渡しを行う。

○大規模地震に関する緊急時の対応について

1. 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合も、原則として授業等を行う。
2. 大規模地震が発生した場合は、授業、学校行事などは行わない。
 - (1) 在宅時は、登校しない。
 - (2) 登下校時は、原則として帰宅する。（ただし状況によっては学校または最寄り避難地に避難する。）
 - (3) 登校後は、学校の指示に従い速やかに下校する。
 - (4) 以後は、学校から連絡があるまで待機とする。
3. 学校の再開は以下のようにする。ただし、交通機関・通信手段の途絶などにより登校できない場合は、安全を確保してから登校する。
 - (1) 大規模地震が起きた場合は、学校から連絡があるまで待機とする。
 - (2) 大規模地震が起きた場合の休校・授業再開の伝達については、「災害時伝言ダイヤル171」に学校が録音したメッセージを次の4の(2)の方法で再生して確認する。（電話番号は0561-48-1500を入力する）
4. 学校への連絡について（安否確認）

大規模地震発生後の被災状況の連絡は、次の(1)の方法で「災害用伝言ダイヤル171」にメッセージを録音する。電話番号は自宅など、学校が把握している番号を入力する。なお、暗証番号を設定しないこと。

 - (1) 災害用伝言ダイヤル「171」の録音方法

171→1→自宅の番号等→録音（30秒以内）

録音例1) 「1年3組、「瀬戸 北男」本人です。自分も家族も無事ですが、自宅は全壊し、現在、瀬戸北小学校に避難しています。」

録音例2) 「1年3組、「瀬戸 北子」の母親です。本人は右腕を骨折し、瀬戸北病院で治療を受けましたが、命に別状はありません。自宅の被害は軽く、現在瀬戸北病院にいます。」

- (2) 災害用伝言ダイヤル「171」の再生方法

171→2→相手の番号等→再生